

令和4年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議議事予定
（令和4年10月31日（月）午後5時～ 場所：職員会館メルクス 3階会議室）

1 第3回会議（前々回書面開催）・第4回会議（前回臨時会）の概要報告

2 諮問案件の審議

- (1) 健康に関するアンケート調査の対象者を抽出するに当たり、市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（20歳以上の者の情報に限る。）を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

- (2) 口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：会計室

- (3) 教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について

- ① 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

- ② 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：教育部教育ICT推進課

- (4) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（答申案の検討）

諮問機関：総務部総務課

3 その他

令和4年度第3回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議概要

日 時：令和4年9月9日（金）～令和4年9月22日（木）【書面決議】

審 議 者：神原会長、松隈委員、岡委員、穴見委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員、
藏守委員 以上9名

事 務 局：吉本課長補佐、石丸、渡邊

諮問案件の審議

【諮問案件】

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る接種券等の印刷・郵送業務を外部委託するに当たり、当該予防接種の対象者の個人情報をオンライン結合等（磁気記録媒体）により受託者へ提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

諮問機関：健康福祉部保健所保健予防課

実施機関：健康福祉部保健所保健予防課

—委員の方々に資料を送付し、以下の質疑応答があった—

(A委員) 諮問案件の番号は3829号になっているが、送付されてきた資料中の諮問書は3822号になっている。送付されてきた諮問書に対する質問でいいか。

(事務局) 諮問書の3822号が正しい番号で、質問票及び表決書の番号は誤りである。送付した諮問書の3822号に対する質問書として受領する。

(A委員) 前の委託先である事業者が指名停止処分になったとのことだが、その内容は個人情報の取扱いと関連するものなのか。仮に関連する場合、新事業者についてその関連する問題はないと考えてよいか。

(実施機関) 従前の委託業者の指名停止の理由は、個人情報の取扱いとは関係がない。国内のある入札において、当該事業者が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、久留米市でも指名停止となっているものである。そのため、新事業者についてこれに関連する問題はない。

(B委員) 「本業務を受託していた事業者が指名停止処分を受けた」とあるが、何か個人情報の漏洩等の事故が起きたことによるものか。

(実施機関) 従前の委託業者の指名停止の理由は、個人情報の取扱いとは関係がない。国内のある入札において、当該事業者が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、久留米市でも指名停止となっているものである。

(B委員) 堅固なセキュリティが施されていても、情報の漏洩事件のニュースをよく耳にする。そのような事態が起こらぬよう十分な配慮をお願いしたい。

(C委員) 提供する個人情報のうち、性別についてはどのような必要性があるのか。

(実施機関) 国の統一様式である新型コロナワクチン接種の予診票に性別記入欄があり、記入の必

要性があるため、性別の情報を入れている。

(D委員) 従前の業者の指名停止処分の理由は何か。諮問の際は個人の権利利益の侵害の恐れはないとの説明だったが、そこに影響するような内容か。

(実施機関) 従前の委託業者の指名停止の理由は、個人情報の取扱いとは関係がない。国内のある入札において、当該事業者が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、久留米市でも指名停止となっているものである。個人の権利利益の侵害のおそれに影響するような内容ではない。

(D委員) 業務終了後のデータについて、「データセンターではデータ処理後、工場では発送後、市の任意のタイミングで速やかに消去する」とあるが、市が業者に消去の指示をするということか。

(実施機関) データが不要となった段階で、市から消去の指示をする。処理を行ったPCについて、データを消去した記録(ログ)を提出させる。

(E委員) 具体的な流れについて、受託者データセンターから工場(福岡)への社内回線を使用したデータ送信の安全性は確保できているのか。

(実施機関) 受託者内でのデータの受け渡しはインターネットから切り離された社内の専用回線を利用する。外部からの接続はできないため、高度なセキュリティが確保されている。

(E委員) データセンター及び工場での業務終了後のデータ消去について、確実に消去したという信頼性は。何か確認をされるのか、又は契約書に盛り込むだけなのか。

(実施機関) 処理を行ったPCについて、データを消去した記録(ログ)を提出させ、データが消去されたことを確認する。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

以上

令和4年度第4回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（臨時会）会議概要

日 時：令和4年10月4日（火） 午前10時00分～

場 所：職員会館メルクス2階会議室

出席者：神原会長、岡委員、穴見委員、小路口委員、樋口委員、紫藤委員、宮崎委員、藏守委員 以上8名

事務局：陣内課長、吉本課長補佐、中島主査、金納主査、渡邊

議事の概要

1 諮問案件の審議

【諮問案件1】

「住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業」の実施について

- 1 給付金支給対象者の特定や給付金振込みのための口座情報等を取得するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務及び特別定額給付金業務の際に収集した個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について
- 2 給付金振込口座の登録及び変更の入力業務において、口座登録・変更申出書に記載された個人情報を民間事業所が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【住民税非課税世帯等給付金プロジェクト】

実施機関：住民税非課税世帯等給付金プロジェクト（千代島主幹、橋本）

—資料をもとに住民税非課税世帯等給付金プロジェクトから説明—

（A委員）今回の目的外利用の利用元の臨時特別給付金業務のときは、どのように情報を取得したのか。

（実施機関）国が制度設計をして対象者の条件を設定し、その枠組みの中で非課税世帯やその個人情報を入手し、実施している。

（B委員）国から情報を入手したということか。

（実施機関）国が条件整備を行った上で、該当世帯を市の住基情報や課税情報から取得した。

（A委員）その際は審議会には諮問していたか。

（実施機関）目的外利用については、同様に審議会に諮問させていただいている。

（A委員）前回の給付金でも目的外利用で審議会に諮問しているということだが、今回の給付金もその入手元と同じ情報の目的外利用ではないのか。

（事務局）補足をさせていただく。どの情報を目的外利用するかということだが、実施機関から説明があったように、前回取得した情報を今回実施する給付金に目的外利用したいということである。大部分は大元の情報から変更がないと思われるが、

口座情報や住民の異動情報について、最新の情報を反映させているので、より直近の情報を目的外利用したいという趣旨の諮問である。

(C委員) もともとのデータを再度利用するという事ではないのか。

(事務局) A委員のご質問は、今回目的外利用しようとしている情報は以前の給付金で目的外利用した大元の情報ではないか、という趣旨だと理解している。確かに同じ情報について2回目の目的外利用をしているようにも見えるが、前回目的外利用した情報に実施機関で収集した情報を合わせて、口座情報などが変更になっているものもある。今回は、一度目的外利用をしたものに修正を加え、アップデートしたものを利用したいということである。

(A委員) 目的外利用とは、登録された業務の目的を超えての利用という前提があるが、前回諮問された業務が新たに登録されており、その業務の情報を今回目的外利用するという事によいか。

(実施機関) そうである。

—他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。—

【諮問案件2】

個人情報保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について

【総務部総務課】

実施機関：総務部総務課（陣内課長、吉本課長補佐、中島主査、金納主査）

—資料をもとに総務部総務課から説明—

(会長) 諮問項目がいくつかあるので、一つずつ取り上げていきたいと思う。まずは、情報公開条例の改正に係る事項1の不開示情報について何かあるか。

(D委員) 今回行政機関匿名加工情報というものを不開示情報に追加するという事だが、事項4にある匿名加工情報は、政令で定める額の手数料を払えば入手できるという事のように見える。この2つの違いがよく分からない。

(実施機関) 令和5年度から匿名加工情報という制度が始まる。まず都道府県や政令市から制度運用を実施することになっているが、中核市以下の地方公共団体の実施は任意規定である。久留米市は匿名加工情報については、来年度からの運用は予定していない。したがって、事項4は匿名加工情報を利用したいという申出があった場合の手数料の事であるが、久留米市は実施しないので条例にも手数料を定めない。

不開示情報に匿名加工情報を加えるのは、久留米市では作成の予定はないが、先に実施される県や政令市で作られた匿名加工情報が情報共有される可能性があるためである。久留米市で作ったものでなくても、匿名加工情報を保有していた場合は、開示請求に対して開示しなければならない。事業者が、県や政令市で匿名加工情報を作成し、利用する際に支払う費用は数十万円になると推測されるが、加工した情報を久留米市が保有していた場合、開示請求によれば1枚10円程度というかなり

割安な価格で入手できることになる。制度の趣旨を踏まえ、開示請求では不開示にするという意図である。

(E委員) 新制度の施行時点では行政機関匿名加工情報の作成主体は他行政団体ということか。匿名加工情報手数料の規定なしというのは、久留米市として対応した場合という理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(E委員) 同様の表現で分かりにくい。名前が分かりやすいといいかとは思う。

(B委員) 将来的に匿名加工情報を提供するようになれば、個人情報保護条例の規定を改正することになるか。

(実施機関) 現時点では実施しないため手数料を定めないが、国の制度設計としては全国の自治体で実施したいということである。まずは、先行自治体の運用状況等について情報収集を行う。それを受け、数年後に開始することになると思われるので、その際は審議会に諮問をさせていただき、手数料を規定する条例改正を行う。

(B委員) 久留米市が作成した加工情報と他自治体から提供された情報と2つあると思うが、それは区別しないのか。

(実施機関) 久留米市が制度を開始するまでは、他自治体で作成したもののみになる。開始以降についても同様に不開示情報として運用させていただかないと、先ほどご説明したように、本来多額の費用を負担して入手する情報を情報公開制度であれば割安で入手出来てしまう。作成したのが久留米市であれ、他自治体であれ、区別なく不開示情報として運用させていただきたいと考えている。

(会長) 他になければ、個人情報保護条例の事項1及び情報保護条例の事項2の決定期限について何かあるか。

—質問や意見はなし。—

(会長) 個人情報保護条例の事項2の開示請求の手数料について何かあるか。

—質問や意見はなし。—

(会長) 個人情報保護条例の事項3及び情報公開条例の事項3の審査請求の手続について何かあるか。

—質問や意見はなし。—

(会長) 個人情報保護条例の事項4の匿名加工情報手数料について何かあるか。

(E委員) 久留米市では運用しないのに匿名加工情報手数料の項目が諮問事項に入っているのは、国の制度としては始まるからということか。

(実施機関) 原則、条例で定めることが必須の事項となっている。制度の運用は開始しないが、開始しないので手数料も徴収しないということについて、お諮りさせていただいている。

(会長) それでは個人情報保護条例の事項5の審議会について何かあるか。

(A委員) 法第129条に基づいた条例第11条により審議会が置かれるという理解でよいか。

(実施機関) そうである。

(A委員) 法律だと第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合とあり、条例では重要な事項とあるが、審議会には何を諮問するのか対応関係がよく分からない。

(実施機関) 改正法と改正条例で表現が違うが、改正法に基づく審議会の役割として、目的外利用やオンライン結合等の是非といった個別案件については審議会に諮問することはできない。しかし、先ほど申し上げた匿名加工情報を実施する場合のような制度に係る条例の改廃のときなどを重要な事項として整理しており、審議会から意見をいただく。その他、ガイドラインではより専門的な、例えばセキュリティ対策に関して、意見を聴く必要がある場合が想定されている。

また、いわゆるマイナンバーを取り扱う事務では特定個人情報保護評価書というものを作成している。その中で住民基本台帳や市民税に関する事務といった対象者の人数が多いものについて、評価書を作成又は改正するときの内容の検査を現行でも審議会にお諮りしている。これについては改正後も残ることになる。現行条例で言うと、第24条で審議会への諮問事項を規定している。第1号はオンライン結合等のような個別事項について、第2号が特定個人情報保護評価書についてであるが、来年度以降は第1号については諮問することはなくなり、第2号については継続して諮問することになる。

(A委員) ガイドラインに、法第166条に基づき個人情報保護委員会に意見を聴くことができる旨の記載がある。専門性を有する委員会に意見を聴くことができるから、審議会に諮問する必要はなくなるとあるが、個人情報保護委員会とはどういうもので、審議会との役割分担はどのようなものなのか。

(実施機関) 改正法は全国統一ルールで制度を運用していくという趣旨であり、個人情報保護委員会は、その元締めとして国に置かれ、監視や助言を行う。これまでオンライン結合等は審議会に個別に諮問していたが、来年度以降は個人情報保護委員会に対して、まず意見を求めるようになる。そのため、各自治体に置かれる審議会への諮問事項は減少するという想定になっている。

(会長) この他に質問や意見はないか。

—質問や意見はなし。—

(会長) その他全体を通して質問や意見はないか。

(F委員) 今年度の審議会はあと何回開催されることになりそうか。

(実施機関) 10月、1月に定例会を1回ずつの計2回の予定である。その他国の経済対策等に基づき、緊急に事業を実施する必要がある場合には個別案件が発生し、臨時会を開催する可能性もあるが、現在の予定は定例会の2回である。

(会長) 他になければこの諮問案件については承認とする。次回の審議会では今日の意見を踏まえて、答申案について再度審議したい。

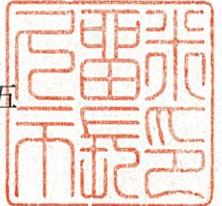
2 その他

—次回開催日時について—

4 民市第 2 5 1 7 号
令和 4 年 9 月 2 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(市民文化部市民課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第 2 4 条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

健康に関するアンケート調査の対象者を抽出するに当たり、市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（20 歳以上の者の情報に限る。）を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）について

【諮問案件 1】

健康に関するアンケート調査の対象者を抽出するに当たり、市民課が保有する住民基本台帳に係る情報（20歳以上の者の情報に限る。）を保健所健康推進課が目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

諮問機関：市民文化部市民課

利用機関：健康福祉部保健所健康推進課

1 業務の概要

わが国においては、生活環境の向上や医学の進歩などにより平均寿命が延びる一方、不規則な食生活、運動不足等の生活習慣の変化などによりがん、糖尿病等の生活習慣病が増加している。このため、単に平均寿命を延ばすだけではなく、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延ばすことが重要となっている。

これらを背景に、本市では、健康増進法に規定される「市町村健康増進計画」として、平成25年度から令和5年度を計画期間とした「第2期健康くるめ21計画」を策定している。

本計画では、「健康寿命の延伸」を基本目標と定め、その実現のため以下の5つの基本方針に基づく取組を展開している。各取組については、「評価指標」としてその成果を評価するための目標値を定め、可能な限り客観的な評価を行いながら計画の推進を図るものとしている。

- ・生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- ・健康に関する生活習慣の改善
- ・こころの健康づくりの推進
- ・個人の健康を支える環境の整備
- ・すべての子どもが健やかに育つ社会環境の整備

本計画に掲げた「基本目標」等の達成に向けて、市民の日常生活における健康に関する実態を把握し、今後の市の健康促進に関連する施策・事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用するため、アンケート調査を実施することとした。

今回、このアンケート調査実施のため、市民課が保有する住民基本台帳の情報を保健所健康推進課が目的外利用することについて、お諮りするものである。

2 目的外利用する個人情報

アンケート調査は、市内在住の20歳以上の男女3,000人を無作為抽出して実施する。

そのため、目的外利用する個人情報は、無作為に抽出した20歳以上の男女3,000人分の住民基本台帳情報のうち、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別、郵便番号、

住所及び小学校区である。

3 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

アンケート調査結果は、今後の市の健康促進に関連する施策・事業の検討、推進、評価等の基礎データとして活用して事業のあり方を検討するために用いることから、そのための的確な情報を得るため、健康状態、食生活、運動習慣、休養、飲酒・喫煙、健康診査やがん検診等に関する設問項目を設ける必要がある。

別途実施している市民意識調査においても日常生活における運動習慣等に関する設問項目を設けているが、設問数が限られており施策・事業の検討等に必要な情報を十分に得ることができないため、他の調査を利用することによっては今回のアンケート調査の目的を達成することは困難である。

また、本調査を信頼性の高いものとするためには、対象者の抽出について偏りがあるとはならず、無作為に抽出する必要があるため、住民基本台帳に係る個人情報を利用する必要がある。

これらのことから、住民基本台帳に係る情報をアンケート調査に利用することは、公益上の必要性があると考ええる。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（条例第9条第4項本文）については、アンケート依頼文に住民基本台帳に係る情報を利用している旨を明記することにより行うものとする。

4 実施時期（目的外利用する時期）

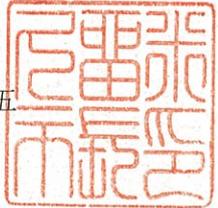
審議会承認後

4 会 計 第 2 2 5 号

令 和 4 年 9 月 3 0 日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(会計室)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

口座振替による支払い業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【諮問案件 2】

口座振込による支払業務において、フロッピーディスクによるデータ渡しから、データ伝送に変更し、久留米市指定金融機関である福岡銀行とオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【会計室】

○業務概要

久留米市が債権者へ口座振込により支払いを行う場合、全国銀行協会が制定したデータ様式である「全銀協フォーマット」の形で出力したデータをフロッピーディスクに格納し、久留米市の指定金融機関である福岡銀行に渡している。なお、当オンライン結合等は本審議会にて、平成10年6月26日付け10答申第1号で承認をいただいている。

今回、福岡銀行からの強い要請もありフロッピーディスクを用いたデータ渡しからデータ伝送に切り替える予定である。データ伝送は、市から LGWAN（※1）経由で福岡銀行にデータを送信する。

なお、本市では、平成29年9月から市県民税等の口座振替による収納事務において、平成29年3月7日付け28答申第8号で承認をいただき、LGWAN 経由のデータ伝送を行っている。

（※1）LGWAN

地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）により提供されている自治体向けのネットワークである。閉域ネットワークであり、一定のセキュリティを設けているため、通常のインターネットとは比較にならない程のセキュリティが確保されている。

○公益上の必要性について（条例第10条第1項第2号）

現在、フロッピーディスクの販売は終了している。また、福岡銀行からも、近い将来、フロッピーディスクでのデータ受取を廃止する予定として、フロッピーディスクからデータ伝送への切替を強く求められている。

データ伝送を行わなければ、支払データを福岡銀行に渡すことができなくなり、支払業務に支障をきたすことになる。円滑に支払業務を行うためには、オンライン結合を行うほかない。

よって、データ伝送によるオンライン結合を行うことは公益上の必要性がある。

○個人の権利利益を侵害するおそれについて（条例第10条第1項第2号）

市から振込データを福岡銀行に伝送する際、(株)NTT データが提供するサービス Pufure（パフュール）（※2）を中継してデータ伝送を行う。（別添1）

市から Pufure までは LGWAN で通信し、Pufure から福岡銀行までは専用の閉域回線となっている。市から福岡銀行まで一貫して閉域のネットワークであり、さらに通信経路は暗号化されているため、福岡銀行とのみ通信が可能であり、不正なアクセスを排除することができる。

また、(株)NTT データは、プライバシーマーク (※3) の認定を受けており、個人情報について、適切な保護措置を講じる体制を整備している。

以上のようなセキュリティ上の対策が講じられていることから、個人の権利利益を侵害するおそれはないものと考えられる。

なお、既にデータ伝送を行っている事務において、情報流出等の問題は起きていないほか、全国の自治体でも多数の導入実績がある。

(※2) Pufure

(株)NTT データが自治体向けに提供する、AnserDATEPORT (※4) と連携し、福岡銀行との間で振込データの交換を行う「データ中継サービス」のことである。

LGWAN 接続サービスとして、J-LIS への申込が必要であり、J-LIS から審査を受けて接続している。

(※3) プライバシーマーク

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するものである。

プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

(※4) AnserDATEPORT

(株)NTT データが金融機関に提供するファイル伝送サービスのこと。閉域ネットワークとなっており、安全性が確保されている。

○個人情報の内容

金融機関コード、支店コード、預金種目、口座名義、口座番号、支払金額

○実施時期

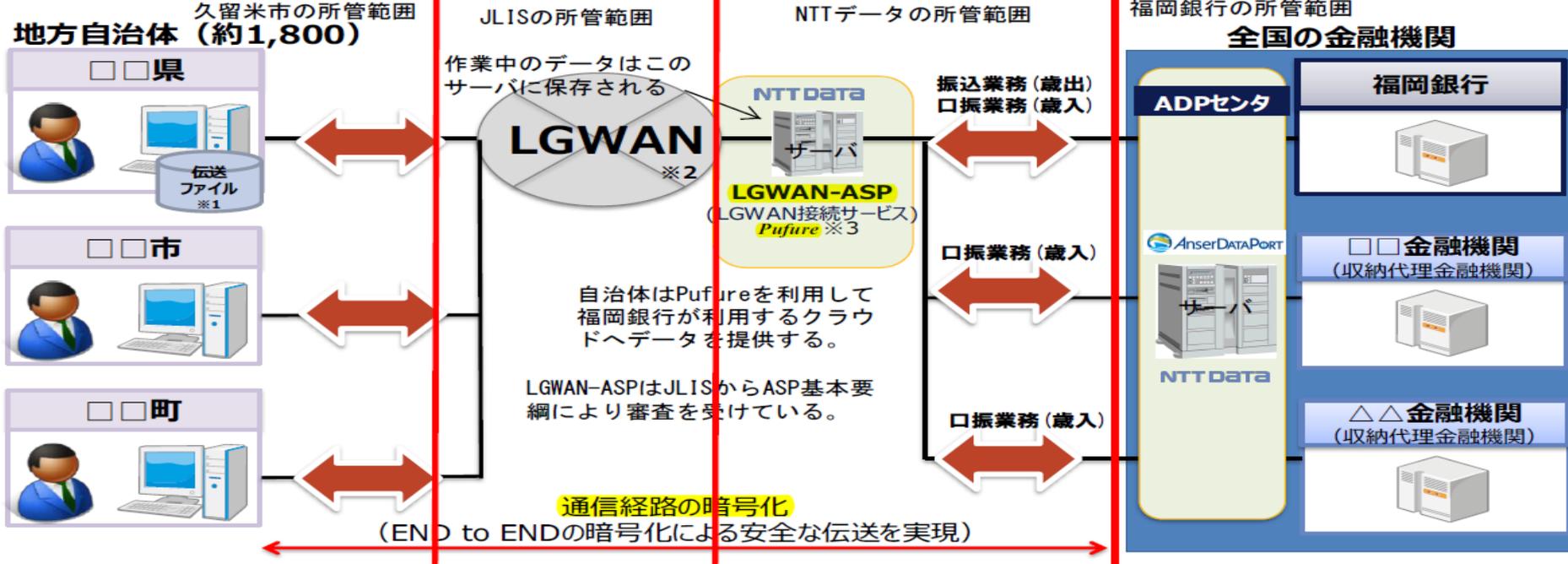
令和5年1月から (予定)

システム構成

別添1

AnserDATAPORTサービスについて

AnserDATAPORT（以下ADP）は全国の自治体様が導入済みのLGWANを活用することで、自治体様と金融機関間を安全かつ高速に伝送することが可能です。



※ 1. 伝送ファイルは利用金融機関単位で作成いただき、利用金融機関毎に伝送いただきます。

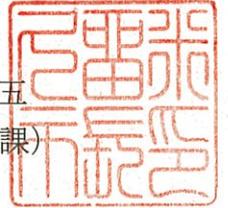
※ 2. LGWAN : J-LIS (地方公共団体情報システム機構) により提供されている自治体向け閉域ネットワークを指します。

※ 3. Pufure : NTTデータが自治体様向けに提供する、AnserDATAPORTと連携し、金融機関との間で口座振替等のデータ交換を行う「データ伝送中継サービス」です。

4教I第168号
令和4年10月17日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(教育ICT推進課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

- 教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について
- 1 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無(条例第9条第3項第4号)について
 - 2 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【諮問案件 3】

教育機関向けに提供されるクラウドを活用した教育システムの導入について

- 1 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について
- 2 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【教育部教育 ICT 推進課】

○ 業務の概要

文部科学省は GIGA スクール構想（※1）の推進により、従来の紙媒体とは異なるデジタルならではの学びを実現させるため、子どもの学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において、学習やアセスメントができる文部科学省 CBT システム「MEXCBT（メクビット）」（※2）を開発し、このシステムの利用を推奨している。

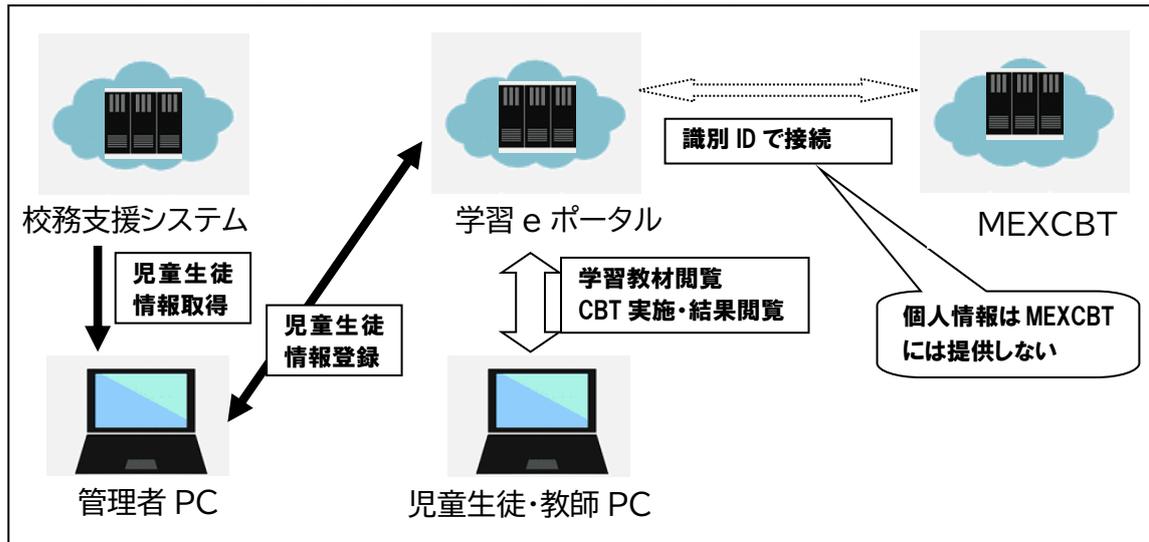
文部科学省は、システム利用を促進するため、令和5年度の全国学力・学習状況調査では中学校・英語「話すこと」調査及び児童生徒質問紙調査（一部）について MEXCBT を活用し、1人1台端末を用いたオンラインによる解答方式で実施する予定である。

MEXCBT へのアクセスには MEXCBT の標準規格に対応している学習 e ポータル標準準拠ソフトウェア「学習 e ポータル」（※3）の利用（無償）が必須とされており、国の方針を実現するための環境整備が求められている。

この学習 e ポータルの導入にあたっては、市立学校の児童生徒情報の登録が必要である。そこで、最新かつ正確な児童生徒情報を確実に登録するため、校務支援システムで一元管理している情報の目的外利用について及びそれらの情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合することについて、承認を求めるものである。

- ※1 「GIGA スクール構想」：児童生徒1人に1台の端末と、高速大容量の通信環境を一体的に整備し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる環境を実現でき、かつ、これまでの国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図る協働化された学習環境を提供すること。
- ※2 「MEXCBT」：MEXT と CBT を合わせた造語。MEXT は文部科学省、CBT は”Computer Based Testing” の略称で、コンピュータを用いて試験を行うシステムのこと。
- ※3 「学習 e ポータル」：教員、児童生徒が多種多様な学習コンテンツを簡易に学べる環境を通じて個々に最適化された学習の提供を目指す、クラウド型教育プラットフォーム。現時点で既に MEXCBT に対応している4社の学習 e ポータルの中から選択・導入する。

校務支援システム・学習 e ポータル・MEXCBT の接続イメージ



1 校務支援システムで管理している久留米市立小学校・中学校・特別支援学校の児童生徒に関する個人情報を目的外利用することの公益上の必要性の有無（条例第9条第3項第4号）について

(1) 目的外利用をする個人情報の内容

学校名、氏名、学年、学級、出席番号、Google アカウント

(2) 公益上の必要性について（条例第9条第3項第4号）

学習 e ポータル及び MEXCBT を活用して全国学力・学習状況調査を実施するには正確な児童生徒情報の登録が必須である。現在、本市の児童生徒情報は校務支援システムで管理しており、転出入処理、年度更新処理を各学校で随時実施しており、正確な情報を保持している。よって、これらの情報を使い学習 e ポータルを運用することで、正確な児童生徒情報を担保しつつ、作業を効率化し教職員の負担軽減を図ることができる。

このように、当事業実施のため、個人情報を目的外利用することは、公益上の必要性があると考えます。

なお、当該目的外利用に係る本人通知（第9条第4項本文）については、全国学力・学習状況調査を CBT で実施するお知らせ文書に校務支援システムの情報を利用して旨を明記することにより行うものとする。

2 個人情報を民間事業者が運用・管理するクラウドサーバとオンライン結合等を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

(1) 提供する個人情報の内容

学校名、氏名、学年、学級、出席番号、Google アカウント、学習過程で作成されたデータ全般

(2) 公益上の必要性について (条例第10条第1項第2号)

国が求める MEXCBT の活用のためには、国が指定する学習 e ポータルを導入する必要がある。また、子どもの学びの保障の観点から、児童生徒が学校や家庭において切れ目のない学習環境を整備し、CBT 環境を構築する必要がある。

以上のことにより、児童生徒の個人情報をクラウドサーバとオンライン結合することは、公益上の必要性があるものとする。

(3) 個人の権利利益を侵害するおそれについて (条例第10条第1項第2号)

①システムの安全性について

学校においては、児童生徒が日常的に情報システムにアクセスする機会があるなど、地方自治体の行政事務とは異なる点があるため、文部科学省は「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を取りまとめている。受託予定者はガイドラインで推奨される第三者認証のうち ISO27001、ISO27017 (※4) のほか、プライバシーマーク (※5) を取得しており、適切な保護措置を講じている。また、委託契約書にも、個人情報の取扱いに関する条項を明記する。

②ネットワークの安全性について

導入予定の学習 e ポータルは、以下の対策を講じて個人情報の安全管理を行っている。

- ・クライアントとの通信経路上に流れるデータはすべて暗号化
- ・クラウド基盤として Microsoft Azure (※6) (日本国内用) を利用
- ・Web アプリケーションファイアウォール (※7) を用いて外部からの攻撃を遮断
- ・第三者の専門機関に依頼して定期的な脆弱性診断を実施

以上のことから、個人の権利利益を侵害するおそれはないとする。

※4 ISO27001、ISO27017：情報セキュリティに関する国際標準規格。情報セキュリティ全般に関するマネジメントシステム規格である ISO 27001 の取組を ISO 27017 で強化することで、クラウドサービスにも対応した情報セキュリティ管理体制を構築することができる。

※5 プライバシーマーク：一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報の取扱いを適切に行っていると認める事業者に対し付与するもの。プライバシーマーク制度は、日本工業規格 JIS Q 15001 に基づいて第三者により客観的に評価される制度であることから、プライバシーマークの付与を受けた事業者にとっては、法律への適合性はもとより、自主的に高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることを示すものとなる。

※6 Microsoft Azure：マイクロソフト社が提供するクラウドコンピューティングサービス。高いセキュリティを備えている。

※7 Web アプリケーションファイアウォール：ファイアウォールの一種で、従来のファイアウォールでは防げないウェブアプリケーションに対する不正な攻撃を防御するためのシステム

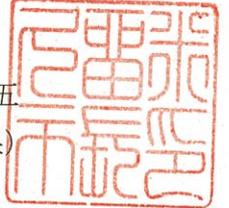
○実施時期（個人情報利用期間）

令和4年11月頃から利用予定

4 総 第 8 9 0 号
令和4年9月13日

久留米市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

久留米市長 原口 新五
(総務部総務課)



諮 問 書

久留米市個人情報保護条例第24条及び情報公開条例第33条の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について

【諮問案件 4】

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について（答申案の検討）

諮問機関：総務部総務課

4 答申第 号

令和 4 年 月 日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 神 原 和 宏

答 申 書 （案）

令和 4 年 9 月 1 3 日 付 け 4 総 第 8 9 0 号 による 諮 問 事 項 について、下 記 の と お り 答 申 す る。

記

1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について

【総務部総務課】

2 審議会の意見

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について、次のとおり答申する。

(1) 個人情報保護条例改正に係る事項

事項 1 決定期限

ア 結論

自己情報の開示請求に係る決定期限について、「請求の翌日から 14 日以内」を「請求から 30 日以内」に、及び訂正請求・利用停止請求に係る決定期限について、「請求の翌日から 28 日以内」を「請求から 30 日以内」に変更し、その運用においては、現行条例にそれぞれ規定する「14 日以内」及び「28 日以内」を基本とすることは適当である。

イ 理由

法の改正に伴い、開示請求に係る開示決定等の期限は全て「30日以内」となるところであるが、それぞれ現行の「14日以内」及び「28日以内」での運用は概ね可能であり、市民サービスの低下を招かないよう従前の決定期限を基本とした運用を維持することには妥当性があるため。

事項2 開示請求の手数料

ア 結論

手数料は無料とし、写しの作成及び送付等の実費相当については現行どおり請求者負担とすることは適当である。

イ 理由

法の改正に伴い、開示請求に係る手数料は地方公共団体の条例で定めなければならないところ、請求者の負担増とならないよう手数料は無料とし、請求者の希望に応じて行う写しの作成及び送付等に係る費用は請求者に求めることは適当であるため。

事項3 審査請求の手続き

ア 結論

個人情報に係る開示決定等に対する審査請求についての諮問に対して答申する機関（久留米市では久留米市情報公開・個人情報保護審査会）の設置根拠が行政不服審査法となることに伴い、審査請求から諮問までの期限、諮問から実施機関への答申までの期限及び答申から裁決までの期限を行政不服審査法に合わせ定められないものとし、運用においては現行の処理期限を基本とすることは適当である。

イ 理由

法の改正後は、開示請求に係る決定等に対する審査請求については行政不服審査法に基づく審査会へ諮問を行うこととなり、従前の各期限は適用されないこととなるが、市民サービスの低下を招かないよう従前の決定期限を基本とした運用を維持することには妥当性があるため。

事項4 匿名加工情報手数料

ア 結論

現時点で手数料は定めず、将来的に提案募集の運用を開始する際に定めることは適当である。

イ 理由

行政機関匿名加工情報に関する提案募集の実施については、当分の間任意とされている市町村においては、提案募集の運用開始までは手数料を定めることを要しないため。

事項5 審議会

ア 結論

久留米市情報公開・個人情報保護審議会（以下、「審議会」という。）への諮問事項の範囲が縮小すること並びに審議会の委員の人数及び任期を変更することは適当である。

イ 理由

法の改正後は、従前のように目的外利用等の個別の案件を審議会に諮問することは許容されず、審議会の調査審議事項は特定個人情報保護評価書に係るもの、制度の重要な変更に係るもの等に限られ、諮問件数が大幅に減ることに伴い、委員の人数を「10人以内」から「5人以内」とすることは適当であるため。また、審議会について、久留米市情報公開・個人情報保護審査会及び久留米市行政不服審査会との整合を図り、委員の任期を「2年」から「3年」とすることは適当であるため。

(2) 情報公開条例改正に係る事項

事項1 不開示情報

ア 結論

個人情報保護制度との整合を図る調整のため、「法令等に定めがある情報」を削除し、「行政機関匿名加工情報」及び「国の安全、他国・国際機関との関係に関する情報」を追加することは適当である。

イ 理由

新設された行政機関匿名加工情報の制度において、当該情報は本来提案募集の経路を経て提案及び作成に係る手数料を納付したうえで提案者に提供されるものであるところ、市が保有している行政機関匿名加工情報を公文書開示請求の手続により提供することは制度の趣旨にそぐわないため。また、「法令等に定めがある情報」を削除し、「国の安全、他国・国際機関との関係に関する情報」を追加することで法との整合を図ることは適当であるため。

事項2 決定期限

ア 結論

公文書開示請求に係る決定期限について、「請求の翌日から14日以内」を「請求から30日以内」に変更し、その運用においては現行条例に規定する「14日以内の決定」を基本とすることは適当である。

イ 理由

個人情報保護制度における自己情報の開示請求と類似の手続である公文書開示請求についても、開示決定等の期限を「30日以内」に合わせるものであるが、現行の「14日以内」での運用は概ね可能であり、また市民サービスの低下を招

かないよう従前の決定期限を基本とした運用を維持することには妥当性があるため。

事項3 審査請求の手続き

ア 結論

個人情報に係る開示決定等に対する審査請求についての諮問に対して答申する機関（久留米市では久留米市情報公開・個人情報保護審査会）の設置根拠が行政不服審査法となることに伴い、公文書開示請求に係る開示決定等に対する審査請求においても、審査請求から諮問までの期限、諮問から実施機関への答申までの期限及び答申から裁決までの期限を行政不服審査法に合わせて定めないものとし、運用においては現行の処理期限を基本とすることは適当である。

イ 理由

個人情報保護制度についての審査機関については、行政不服審査法にその設置根拠を有することとなるが、久留米市においては、情報公開制度についての審査機関も兼ねているため、情報公開制度についての審査請求の手続きについて、個人情報保護制度と同様の取扱いをすることは適当であるため。

以上の意見を踏まえ、久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正に係る、この度の諮問内容は、理由があるものであり、承認する。

3 承認日

令和4年 月 日